

情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会（第4回会議） 会議録

- 日 時：平成30年5月29日（火）9：30～11：25
- 場 所：県庁502会議室
- 委 員：伊藤眞知子委員長、稲葉馨委員、小笠原奈菜委員、中山眞一委員、
長谷川泉委員、星川務委員、三澤香織委員、峯田典明委員
（西村真由美委員は欠席）
- 事務局：総務部長、総務部次長、改革推進監、行政改革課長、学事文書課
文書法制主幹
- 関係部局：情報政策課長、統計企画課長

〈開会〉

事務局： それでは、定刻になりました。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただ今から、「情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会」の第4回会議を開催いたします。私、行政改革課課長補佐の金丸と申します。よろしく願いいたします。

始めに、この度の任期満了に伴う委員改選におきまして、9名の委員全員から引き続き御就任いただいております。委嘱状につきましても、机上に配布させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大森総務部長より御挨拶を申し上げます

総務部長： おはようございます。委員の皆様におかれましては大変お忙しいところ、この見える化委員会の今年度第1回目、通算で言いますと第4回の会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。昨年度につきましては、3回にわたって会議を開催させていただきました。この中で、委員の皆様から貴重な御意見、御指摘等々いただきまして、先日、中間とりまとめを行い、公表をさせていただいております。ありがとうございました。

本日、新年度の1回目ということでありますけれども、御案内の11のテーマのうち、次第に掲げておりますテーマ2の文書管理を始めとして、6つのテーマの見直しの方向性あるいは改善案と

いったものについて、御説明をさせていただきます。前回、今回と、非常にテーマの数多くて、また、文書管理のようにボリュームも多いテーマが含まれておりますので、非常にタイトな日程ではございますけれども、何卒忌憚のない御意見、御議論をよろしくお願いいたしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局： それでは、協議に入ります前に、3点御報告等をさせていただきますと存じます。

まず1つ目に、本日は、西村委員が御都合によりまして、御欠席となっております。

次に、この度の人事異動で事務局の3名が変わりましたので、御紹介させていただきます。まず始めに泉総務部次長でございます。三浦総務部改革推進監（兼）次長でございます。築達学事文書課文書法制主幹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、委員の皆様にも本委員会の委員長及び職務代理者の選任についてお諮りさせていただきます。本委員会の委員長及び職務代理者につきましては、昨年度に引き続き、伊藤委員に委員長を、中山委員に職務代理者をお願いすることとしたいかがでございましょうか。

各委員： （異議なし）

事務局： それでは、御異議がないようですので、伊藤委員に委員長を、中山委員に職務代理者をお願い申し上げます。

それでは、協議に入ります。

議長は、伊藤委員長をお願いいたします。

伊藤委員長： それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。

はじめに（1）の情報公開・提供の検証、見直しについて協議を行います。

本日は、11の検証テーマのうち、「文書管理」「歴史公文書の保存」「事故・事件が発生した場合の公表」「庁内会議の記録の作成・保存」「県が保有する行政情報の積極的な提供」「オープンデータなどの推進」以上、6つのテーマについて、協議を行ってまいり

ます。

進め方につきましては、各テーマについて事務局から説明をいただいた後で、皆様から御意見・御質問をいただき、適宜、事務局から回答していただきながら、検証結果等について協議を進めてまいりたいと思います。

そのような進め方でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

〈テーマ2 文書管理〉

伊藤委員長： では、はじめにテーマ2「文書管理」について事務局より説明をお願いします。

文書法制主幹： 学事文書課の築達でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

それでは、資料のテーマ2「文書管理」の2、3ページをお開き願います。

前回の第3回の委員会から変更、追加している部分につきましては、ゴシックで標記しております。前回の委員会におきまして御意見を頂いて、見直しの視点に追加している項目が4つございます。(1)、(3)、(9)、(10)でございます。これに、事務局の方で国の動き等を見据えまして、(4)ということで追加しております。

それでは、内容の方を説明させていただきます。2ページの見直しの方向性及び検証結果等の(1)を御覧ください。文書管理に関する条例の制定でございます。考え方の二つ目でございますが、公文書管理法が公布されてから、現在5都県において、文書管理に関する条例を制定しているところでございます。本県では、文書管理規程という内部の訓令に基づきまして文書管理をしているところでございますけれども、あくまでもこれは内部の規範という位置づけでございます。そこで、考え方の四つ目でございます。公文書が県民共有の知的財産であることに鑑み、さらに上位のルール化が必要になるのではないかとということで、方向性おたしまして、公文書管理法の趣旨に則り、また、他都県の公文書管理に関する条例も参考に、本県においても公文書管理に関する条例を制定するというところで記載しております。

続きまして、(3)の公文書と個人管理文書の区別の明確化でございます。こちらの考え方の二つ目でございます。政府では、改正ガイドラインにおいて、個人管理文書の具体例を掲げ、公文書と区別しております。例えば、自己の執務の便宜のために保有しているもの、職員が起案の下書きをしている段階のメモ、職員の個人的な手紙などでございます。これらを参考にしまして、改善案といたしまして、本県におきましても、公文書と個人管理文書を明確に区別できるようにする、また、個人管理文書については、公文書と区別するため、保存方法について以下のとおりとする、としております。下の表でございますが、紙文書につきましては、共用の書棚等には置かず、職員各自の机の周辺のみに置く、電子文書につきましては、適切にアクセス制限を行った個人用フォルダに置くとしております。

続きまして4、5ページをお開きください。(4)の新たな文書管理システムの導入でございます。考え方の一つ目でございます。政府の公文書の書き換えが問題となったということで、公文書の改ざんを防止するための対策が必要とされております。考え方の三つ目でございます。また、改正ガイドラインにおきましては、例として共有フォルダに保存することも掲げておりますが、本県の共有フォルダ内に保存されている文書につきましては、アクセス権限を有する複数の職員が変更、削除できる状態であります。このため、適切に管理できない恐れがあるということでございます。そのことから、方向性といたしまして、電子公文書の保存や改ざん、漏えい防止といった新たな視点から、適切に管理・保存するため、公文書の改ざん防止機能がある新たな文書管理システムを導入するとしております。

続きまして、(5)電子文書の取扱いの見直しでございますけれども、検証結果のところ、前回の方向性を受けて検討した結果を改善案ということでお示ししております。電子文書の保存期間、保存場所、保存期間満了後の取扱いについて次のように見直すということにしております。紙文書と同様に保存期間を規程で定める、また保存場所は新たな文書管理システム内とするように規程で定めるということでございます。

(6)につきましては、前回は「文書の作成義務の明確化」としておりましたけれども、こちらに「作成範囲」というものを追加しております。この結果、5ページの方の中ごろにある改善案

の方に一つ追加し、政府のガイドラインや他県の規定を参考に、本県においても文書の作成範囲について規定するとしております。

次に（７）文書の保存年限等の見直し及び（８）廃棄する場合の判断でございます。こちらにもゴシックで追加しているところがございますけれども、考え方の五つ目でございます。決裁途中・未施行の文書、これらの処理の完結していない文書も保存を要する文書になるということから、保存期間の起算日の明確化が必要になるとしております。その結果、６ページの改善案に一つ項目を追加したところであります。

続きまして（９）第三者機関の設置でございます。政府では、公文書管理法におきまして、公文書管理委員会を設置し、各種諮問に係る調査審議を行っているところでございます。公文書管理委員会の所掌事務につきましては、下の枠内に記載しているとおりでございます。７ページにまいりまして、他県の状況でございますが、都道府県では、熊本県が第三者機関を設置しているところでございます。現在、他県の全国調査におきまして、第三者機関の設置状況について調査しているところでございますので、方向性としたしまして、本県においては、政府の公文書管理委員会及び他県の第三者機関の開催状況や第三者機関に係る全国調査の結果等を踏まえて検討を行うとしております。

続きまして（１０）各部署におけるコンプライアンスのチェックでございます。考え方の一つ目でございます。政府では、改正ガイドラインにおきまして、文書管理者が行政文書の作成及び保存についての点検を行うことや、監査責任者が行政文書の管理状況についての監査を行うことを定めております。各府省では、改正ガイドラインに準じまして、文書管理者を各課長、監査責任者を各府省で選定した課の課長とし、点検・監査を行うこととしております。これを受けまして、改善案としたしまして、国の点検項目例を参考にチェックリストを作成し、毎年度１回、主務課の文書管理者が点検を行うこととしております。また、文書管理者は毎年点検結果を監査責任者へ報告し、監査責任者は必要と認める場合、監査を実施することとしております。

最後の３行でございますけれども、現在新聞などでも取り上げられておりますが、公文書管理法の見直しの動きもございまして、その動向を踏まえ、今後さらなる見直しを進めることとすると記載させていただいております。

8ページ以降は前回お付けした資料と同じでございますが、最後の18ページ、こちらを追加資料とさせていただきます。政府の改正ガイドラインにおける点検・監査項目でございます。本県におきましても、これを参考にチェックリストを作成したいと考えております。以上でございます。

伊藤委員長： ありがとうございます。テーマ2に関しましては、前回の委員会で御意見のありました「公文書管理に関する条例の制定」「新たな文書管理システムの導入」「第三者機関の設置」の三つの項目について、見直しの方向性の説明がありました。また、七つの項目について、検証結果と改善案の説明がありました。

ただ今の説明について、皆様から御意見や御質問があれば、御発言をお願いします。どの項目からでも結構です。

峯田委員： 2点質問があります。

1点目が、資料3ページ(3) 公文書と個人管理文書の区別の明確化ということで、明確化することは大変結構だと思いますが、何を公文書として保存して、何が個人管理文書に該当するのかという、保存のルールを作る予定はあるのでしょうか。

文書法制主幹： 個人のメモ等につきましては、国の方でも取扱いに注目されているところでございます。今後国でも取扱いについて検討されるかと考えておりますので、それを参考に、本県でも取扱いについてルールを定めてまいりたいと考えております。

峯田委員： ではルールを作るということですね。分かりました。

もう1つですが、事前説明で、文書管理システムについて、具体的にどういうシステムを導入するか、また、いくら経費がかかるかもわからないのでいつ導入になるかわからないという説明を受けたのですが、その回答は間違いないのでしょうか。

文書法制主幹： 新たな文書管理システムにつきましては、国のシステム、他県で導入されているシステムを研究しまして、どのようなシステムがよいか検討していくこととなりますが、本日の会議において今回は方向性までをお示しし、導入の時期までは記載することができませんでしたので、次回の第5回会議までの間にその点はお示

しできるように検討してまいります。

峯田委員： システムの具体的な内容と申しますか、どのようなシステムになるかということは次回説明を受けることができるのでしょうか。

文書法制主幹： 次回まで整理したいと思います。

中山委員： 資料7ページの検討結果・改善案イについて、監査責任者へ報告し、監査責任者が必要と認めた場合監査するとのことですが、「必要と認めた場合」という表現では幅が広いと思います。どの程度になれば監査するのか決めないと監査しないことになりかねないので、よろしくお願ひしたいというのが一点目です。

もう一つのお願ひですが、一部報道によりますと、解釈によりましてかなりの文書が廃棄されるということを何かで読んだことがあるものですから、このような改正のときに「これが必要だ」という文書が残るようにお願ひしたいと思います。

文書法制主幹： 一点目につきましては、既に導入している熊本県を調べまして、どういった場合に監査するのかということを検討してまいりたいと思います。

また、2点目の御指摘につきましても、必要な書類が安易に廃棄されないような対策をとるよう検討してまいりたいと思います。

峯田委員： 先ほど公文書と個人管理文書の区別の明確化についてルール化を検討されているとのことですが、この委員会には提出されるのかということと、公文書として保存されるべき文書について個人的な意見を言いますと、やはり意思決定に至る経緯に関する文書はすべて公文書として保存すべきなのではないかと思っていますので、そのような意見であることを申し上げるとともに、そのような形でルール化されることを希望します。

文書法制主幹： 現在国の方でもルール化を検討しているところですので、次回第5回でどこまでお示しできるかお約束することはできませんが、可能な限り考え方などが示せればと考えています。

小笠原委員： 資料4ページ目の改善案②の関係で文書管理システムの問題な

のですが、新たな文書管理システムがいくらかかるか、いつ導入されるかわからない状態で、導入前の当面は紙の公文書として管理するとのことですが、その点について、改ざん防止機能を含めた文書管理システムを作るという話題と、現在は紙ではなくて（電子データで）保存する技術はあるので、そこを組み合わせる必要性はないのではないかと思います。紙から電子データで保存する期間についてはもう少し早めにしてもいいのではないかと思います。

文書法制主幹： 現在政府でも紙文書もすべて電子データでも保存するべきではないのかという視点で議論されています。ただそうした場合に一方で電子データを保存するサーバーの容量などの経費の話題もありますので、その点は経費の兼ね合いも含めまして検討してまいりたいと思います。

峯田委員： 過去の電子データの取扱いに関してですが、メールやデータが独立して関係するというよりは、紙ベースの文書の決裁に関連して様々なデータが存在するのが実態であろうと思うのですが、そのような関連する文書を統一して保存すべき期間を定めるべきだと思います。そのような方向性は考えていらっしゃいますか。

文書法制主幹： 御指摘いただいた方向で今後考えたいと思います。

伊藤委員長： 関連文書も含めてということですね。

稲葉委員： 資料7ページの第三者機関について、「検討を行う」という方向性となっていますが、これは設置するかどうかも含めて検討するという趣旨だとすると、少し消極的ではないでしょうか。例えば条例の制定に関しては資料2ページで「制定する」と明確にあげている、文書管理システムにおいても（具体的な議論は）次回になるかと思いますが「導入する」と言っています。ただし、ものすごく時間はかかると思いますが。以上を踏まえて資料7ページの方向性を見ると「検討を行う」だけであるという印象が強いのですがどうでしょうか。

文書法制主幹： 次回第5回までには全国調査の結果が出ますので、次回までに

考え方をお示ししたいと考えています。

総務部長： 若干補足しますと、今申し上げたとおりですけれども、今は国に（第三者機関が）あり、また、熊本県に1件だけ（第三者機関が）あります。他の都道府県においては情報公開・個人情報保護審査会など既存の附属機関で（その役割を）行っているところはいくつかありますが、第三者機関を定めている団体が少数派であるという実態がありますので、今回第4回では前向きな方向性は示しておりません。次回までに調査を進めて検討させていただくということで、稲葉委員が御指摘になった資料2ページや4ページとは差をつけて記述をしております。

伊藤委員長： この委員会で折角様々な意見を申し上げて、その後どうなるかは、委員会が（9月で）終わってしまいますので、その後の検証・チェックについて「いずれやります」とされたことが今後なされていくのかということ、そのためにこそまさに第三者機関が必要だと思っておりますので、ぜひ、次回ということで結構ですので、熊本県1件だから、他の都道府県はやってないから（だから第三者機関は設置不要）ということにはならないように、そのようなことはないとはいえませんが、ぜひ積極的に設置するというのを打ち出していきたい、というのが私の意見です。

峯田委員： 新たな文書管理システムの導入の件で、次回会議で導入時期について説明されるとのことなので、今申し上げる話ではないのかもしれませんが、文書管理システムの導入時期が10年後20年後という話になるとすれば、今のシステムでどのように改ざん防止や文書管理ができるのかということについて知恵を出すのが本委員会（の役割）だと思います。そのため、文書管理システムの導入時期がだいぶ先になるという回答があるのであれば、現行のシステムでどのように運用するのかも合わせて検討したほうがよいと思います。

文書法制主幹： 御意見として賜りたいと思います。ありがとうございます。

伊藤委員長： 以上でよろしいでしょうか。
それでは、たくさん意見を頂戴しまして、次回に継続の視点も

多々ございますが、テーマ2「文書管理」につきましては、委員会として、事務局案のとおりとすることによろしいでしょうか。

各委員：（異議なし）

伊藤委員長： ありがとうございます。では、テーマ2の事務局案については、了承します。次回またよろしく申し上げます。

〈テーマ3 歴史公文書の保存〉

伊藤委員長： では、テーマ3「歴史公文書の保存」について、事務局より説明をお願いします。

文書法制主幹： 続きまして、テーマ3資料の2，3ページを御覧ください。テーマ2と同様に、前回から追加、修正したところについてはゴシックで記載しております。

3ページの「3 検証、見直しの視点」でございます。こちらには（4）利活用の促進、（5）所蔵数の妥当性の二つの視点を追加しております。

「4 見直しの方向性及び検証結果等」の下の2行を御覧いただきたいと思えます。選定基準の妥当性の考え方でございますが、現在本県の選定方針の中には、「30年保存」、「部長決裁以上」の要件を付けておりますが、国や他県ではこういった要件が付いていないということで、本県において選定数が少ない原因になっていると考えられるとしております。

4ページを御覧いただきたいと思えます。本県の選定基準につきましては、「重要なもの」といった不明確な項目がいくつかあることから、選定すべきものが選定されていない可能性があります。また、他県で多く選定項目とされている項目で、本県では選定項目となっていないものがあります。これを受けまして、改善案の一つ目で、「30年保存」、「部長決裁以上」の規定は削除したいということでもあります。もう一つ目は、基準項目のうち、範囲が不明確な項目については、説明や具体例を記載することで、選定する際に零れ落ちるものをより少なくしていこうというものでございます。また、他県の基準項目に設けられている「公共事

業に関する項目」などについては、本県でも項目に追加してまいりたいと考えております。

次の（２）選定期限・主体の妥当性と（３）適正な運用の確保につきましては、前回の委員会で方向性とお示したものを、改善案に昇格して記載しております。

４ページの（４）利活用の促進の考え方ですが、現在県のホームページ等でPRを行っているところでございますが、学校等に対するPRを行っていないということで、その点も利用数が少ない要因になっているのではないかと考えられます。また、５ページにまいりまして、利用数が少ない要因として、所蔵数が少ないことや、アクセスが不便な立地であることが考えられます。このことから、改善案といたしまして、歴史公文書の保存、整理を進めて、利活用に適した資料を増やし、電子化してホームページに掲載するなど利活用できるようにしていくとしております。また、学校等へのPRも行い、学習活動での利用に供していくとしております。

（５）所蔵数の妥当性でございます。考え方の一つ目ですが、本県は明治44年の大火により県庁舎が焼失しており、明治期の文書が少なくなっております。また、考え方の四つ目ですが、本県では、選定基準ですべて歴史公文書として選定することとしている地方自治法施行以前に作成された文書についても、今後参照の可能性があります、手元に置いておきたいということで、書庫に保管されているため、歴史公文書になっていない文書もあります。一番下の表を御覧いただきたいと思っております。現在、歴史公文書の冊数として、地方自治法施行以前の文書が189冊となっておりますが、書庫に保存されているこれらの文書は3,270冊となっております。今後山形市内の遊学館に公文書センターが移転をする予定でございます。そちらに移転すれば、今後参照の可能性がある文書についても、（県庁舎から距離的に近いので、移管しても）気軽に参照できることになるため、書庫に保存されているものについても大部分が歴史公文書として移管することができるのではないかと考えております。このことから改善案といたしまして、参照の可能性があるものであっても、一定期間経過したものは、歴史的な文書の活用の観点から、積極的に歴史公文書に選定することを進めていくとしております。

次に資料ですが、新たに追加した資料は13ページでございます。

こちらは、前回委員から照会がございました、公文書センターの消火設備についての参考資料でございます。書庫の立地ということで、地上に設置している公文書館の書庫については、本県を含め63%という状況になっております。また、消火設備につきましては、その下の表でございます。煙感知器を地上に設置しているところは73%、消火器を設置しているところは87%ということで、本県も煙感知器と消火器で対応しているところでございます。なお、下の方には国際規格などの基準やメリット、デメリット等を記載しております。

その次のA3の資料も新たに追加した資料でございますが、各県の公文書館の条例制定状況でございます。条例で制定しているところは30県、規則・要綱で設置しているところは7県、未設置は10県となっております。また、図書館や博物館と併設しているところは16か所ございます。説明は以上でございます。

伊藤委員長： ありがとうございます。テーマ3については、前回の協議を踏まえ、検証結果と改善案の説明がありました。

ただ今の説明について、皆様から御意見や御質問をいただきたいと思っております。

中山委員： 全国の状況が分かって大変審議しやすいと感じました。

資料10ページの表を見ると、直近でということではないのですが、人口減少で山形県の将来が心配されているわけですから、将来の山形県が少しでも良くなるように発展するようという視点で考えれば、例えば、24番「県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されたもの」や27番「国際交流に関する行政文書」など、そのような観点をももちろん検討していると思いますが、将来を考えて必要な資料が残るようにお願いしたいと思っております。

長谷川委員： 私も選定基準に関する部分ですが、資料6～7ページに山形県の歴史公文書の選定基準がありますけれども、難しいのは13や14の部分ではないかと思っています。

場合によってはこのような資料が膨大となる可能性もあって、この中で具体的に選定をする者がどのような文書を選定するのかわもう少し深掘りするべきではないかと考えます。

前回は申し上げたのですが、それは山形県が何を残したいのかということであって、それはもしかしたら場合によって考え方が変わるものなのかもしれませんが、その考え方自体の変遷も含めて公開していただきたいと思いますし、それに応じてその時の判断で残していくべきものを残していただいて、それが公明正大であればよろしいのではないかと思います。

文書法制主幹： こちらの点につきましても、どのような文書が該当するのかということについて、具体例や解説を付けるなどしてわかりやすくしてまいりたいと考えています。

峯田委員： 資料 10 ページ歴史公文書の選定基準項目の比較について、私の仕事上 23 番（県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されたもの）が気になるのですが、こちらに（山形県は）○がついていない（当該基準がない）ということでしたが、このような文書は上段の 1～14 番の項目のいずれかに解釈して含まれるものなのか、また、最近新聞をにぎわせている旧優生保護法の記録等が、山形県でもだいぶ出てきたと聞いておりますが、そのような記録は選定基準項目 1～14 番のいずれかに該当するのでしょうか。

文書法制主幹： 1 点目の項目 23 番について、項目 1～14 番のいずれで解釈するのかはもう少し調べてみないとお答えできませんが、特出しで 23 番を出す必要があるかも含め検討してまいりたいと思います。

2 点目の優生保護法文書についてですが、これについては歴史的に過去の話として話題となっておりますが、当時はどう考えていたかはわからないため、選定項目のどちらで読むのかについても分析しておりませんので、その点は今後整理させていただきたいと思います。

失礼しました。現在（優生保護法関係文書は）歴史公文書として公文書センターには保存していない（移管されていない、現用文書である）ということですので、これまではそのような取扱いをしていなかったということでございます。

小笠原委員： 資料 5 ページ目の地方自治法以前の文書の保存状況について、今は歴史公文書冊数が 189 冊で、書庫保存文書冊数が 3,270 冊あって、全部ではないとしても移転していくということですが、今

後移転を予定している遊学館においてはどの程度、何冊まで保管できる予定となっていますか。

文書法制主幹： 来年度移転の予定をしております遊学館の2階のスペースについては、移動式の書棚を入れた場合で5千冊がキャパシティとしては最大となります。そのため、こちらの3,270冊が移管されれば一杯となってしまおうと考えています。

総務部長： こちらの遊学館への移転という話題は、見える化委員会の話が立ち上がる前に、昨年うちに内部では方針が固まっていたことであり、こちらの（書庫保存文書冊数）3,270冊しかり、また、選定基準を広げて、現在は毎年度十数冊を収集していますが、今後は毎年何百冊を収集していくということを踏まえずに移転を定めたため、（所蔵上限が）5千冊ということになっております。

したがってその先どうするのかという御意見かとお察ししますが、これはまた今後検討ということになります。申し訳ございません。そのような経過をたどっているということを現時点では御理解いただきたいと思えます。

中山委員： 今までの議論で少し心配になってきたのですが、資料10ページ歴史公文書の選定基準項目の比較について、15番「予算又は決算に関するもの」、16番「公共事業に関するもの」、このような文書は現在の基準のいずれかの項目にあてはめて保存されているのですか。

文書法制主幹： 基準項目としては15番や16番といったものを起こしていないということですが、例えば予算決算に関するものは県議会に関する文書に含まれる場合もありますので、分析を行う必要があるかと思えます。

星川委員： 追って確認をお願いしたいのですが、（資料3 地方公文書館等の条例制定等状況によると、）秋田県の公文書館の利用者数が圧倒的に東北の中で多いのですが、資料には秋田県の歴史公文書の規定が乗っておらず、資料10ページ選定基準項目の比較にも秋田県は加わっていませんので、利用者数が多いということはそれだけ所蔵数量が多いか、利用頻度が高い資料があるということか、

そのような利用者がなぜ多いのかという点を参考にしていかないと、この歴史公文書について県として保存はしたけれども現実的には利用はないというような自己満足的な話になってしまいますので、ぜひ確認をお願いしたいと思います。

文書法制主幹：秋田県の公文書センターにつきましては図書館と併設されているという状況がございます。それから、歴史公文書以外の所蔵という項目に丸がついていまして、他の公文書館でも古文書といった資料を所蔵しているものも含んでおります。また、本県のように完全に日常的に使わなくなった文書を引き継ぐのではなくて、この先また使う可能性はあるのかもしれないけれども歴史的に価値があるのでまずは公文書館の方に引き継いでおくという取扱いをしている施設もあります。そのような施設は所蔵数量がかなり多いという状況もございますので、各県の状況につきましてこれから調べてまいりたいと思います。

星川委員：この資料3（地方公文書館等の条例制定等状況）の中の、秋田県における閲覧数 5,121 件が歴史公文書以外の資料の閲覧件数を含んだ形の閲覧件数ということになると、この資料自体の信ぴょう性に疑問符が付いてくることになるとと思いますので、純粹に歴史公文書に関する情報とした方が比較しやすいのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

文書法制主幹：この資料3につきましては下の出典がございます独立行政法人国立公文書館の調査に、他の資料（各公文書館等の年報、ホームページ）の情報を追加して作った資料でございます。この所蔵数や閲覧件数を行政文書に限ってということができかわかりませんが、なお精度の高いと申しますか、星川委員から御指摘のあった資料を作成できるのかどうか、調べてまいりたいと思います。

三澤委員：資料4ページ（4）利活用の促進についてです。改善案において学校等へのPRを加えていただき、ありがとうございました。センターとして置いていただけるということがやはり県民に知っていただいて、そこに何かあるのかが分かって、実際に足を運んでもらうことによってセンターの意味が大きくなると思っております。

意見を申し上げる前に一点確認ですが、改善案に「利活用に適した資料を増やし」利活用を促進していくということですが、想定されるのは研究資料ですとか生涯学習のため施設に行くということかと思いますが、実際どのような利活用をしてくださいというPRを県民の方になさるお考えでしょうか。

文書法制主幹：まず利活用以前に所蔵数や種類を増やしていく必要があると考えております。そのためには専門家の意見なども必要になってくると思いますし、他県でどのような歴史公文書がニーズが高いのかなども調べていく必要があるのではないかと考えています。

三澤委員：　　ということは、将来的には（県民の方に）実際に足を運んでいただく予定ではあるけれど、現段階ではまだそこまで（計画していない）という理解でよろしいでしょうか。

文書法制主幹：おっしゃる通りです。

三澤委員：　　私は、今回センターとしてあった場合に、どのようにすれば県民の方に足を運んでいただけるのか、ということ県民の立場で考えてきたんですね。

そういったときに、以前の説明で目録がホームページで公開されているということだったのですが、目録を見て、「あ、これが知りたいからセンターに足を運ぼう」という県民の方がどのくらいいらっしゃるのか考えると、正直それほど多くないのかな、と思いました。それではどのようにすれば足を運んでいただけるのかなと考えてみると、やはりその場所が敷居が高いといいますか、ハードルが高いのかなと感じまして、例えば利活用の促進のための活動としまして、センターの機能や利用方法を知るツアーではないですけれども、そのような取組みを定期的に行っていて、特にこれが知りたいというわけではないけれどもちょっと足を運んでもいい機会、常に県民に開かれるような体制といいますか、そういった機会を定期的に行っていると、おそらく幼い子どもから高校生、大学生など「特に用事はないけど気になるから行ってみよう」といった方が増えるのかな、そのようなことで認知して下さる方が増えるのかな、と感じました。そのため、現段階ではまだそこまで至っていないとのことだったのですけれど

ども、将来的に、他県では展示や講座といったこともされているとのことでしたので、常に開かれた、足を運んでいただけるような具体的な取組みについても今後考えていただければありがたいと思っています。

総務部長： 今ある（所蔵数）千数百冊の中でどのような資料をなぜ利用しているのかを確認させていただいたところ、例えば地籍調査の結果をその土地所有者が調べるですとかいくつしか出てこなくて、次に今ある資料の中で学校等にPRする方法について内部でも議論したのですが、今ある千数百冊の中ではなかなか思い浮かぶ形がないというのが実情です。それでもなお考えていく必要があるのですが、所蔵数を増やして施設内に関心のある資料をどんどんためていこうとか、それから、所蔵スペースが足りないのではないかという話はあるのですけれども、寒河江西村山にある施設を山形市に移転して、遊学館の中に移りますから、今御指摘のあった敷居は下がるのではないかと考え、今できることから順次這いつくばってやっていこうという状況が正直なところでありますので、この点は今後の取組又は今ある（資料の）中で何ができるかということは内部でも考えていきますし、もし御意見があれば教えていただきたいということが本当に正直なところでございます。

峯田委員： （星川委員の意見に対する回答において）秋田県の説明の際に、秋田県は古文書を一緒に所蔵しているため利用者が多いという説明でしたが、古文書と歴史公文書は一緒に保管展示しないのか、逆に歴史公文書と古文書はどのように違うのかわかりませんが、なぜ別々にして別々の施設に行かなければならないのか、ちょっと今聞いていて思いました。今後秋田県のように（古文書なども合わせて）管理して展示してということはどうでしょうか。

稲葉委員： （今の峯田委員の意見に）関連して、その点で私も今までぬかったかなと思ったのですが、資料1ページを御覧いただくと（冒頭で）「歴史公文書とは」がありまして、まず一番には「保存年限を経過した文書」であって、「歴史的又は文化的な価値」を認められるもの、そのあと、「本県の歴史公文書の選定は」となっており、歴史公文書とは公文書であったことが前提となっていま

す。（公文書が出発点）ですから廃棄するか（歴史公文書へ）移管するかという話になって、移管されたものが歴史公文書になります。

しかし、通常は「公文書等」と言っているのは、公文書管理法もそうですが、民間から寄託、寄贈など受けたものを含むからなのです。ですから当然（民間から寄贈等を受けた資料も）一括管理することは考えられます。そのため、（資料1 ページ冒頭の定義において）ここで「歴史公文書“等”とは」にすればよかったのではないかと思います。

実際にそのような意味で歴史公文書という言葉を使ってきたのだと思いますけれど、もともと公文書でなかったものでも公文書館で受け入れることになるわけです。

それをやれば山形県の歴史に関する重要な資料などが集まるのではないかという気がします。

文書法制主幹：古文書につきましては現在は博物館に所蔵されていると思いますが、そちらとの線引きなどの整理も必要かと思えますし、今はまだ教育委員会とも話をしておりませんので、今後の課題かなと考えています。

稲葉委員：この見える化委員会では、公文書のみ扱えばいいのでしょうか。

文書法制主幹：この場の議論では県が作成した文書についてお願いしたいと思っています。

星川委員：（今の議論に）関連して、そうだとすると、利活用という議論は別の枠として議論していかないとおかしくなってしまう。あくまでもテーマ3の中では歴史公文書を保存してより県民の方々に使ってもらおうという視点で「利活用」という方向性になっていると思いますが、“別”ということになってきますと、行政側だけの話であって、市民、エンドユーザーの話はまた別の話として教育委員会などで利活用をどうするか議論していただいた方が、論点としては明確になっていくので御検討いただければと思います。

総務部長：確かに歴史公文書について、公文書のみならず民間の資料についても関連はしますし、また、一緒にやった方が利活用が進むと

ということについて、その方向性については理解ができるものでございます。

ですが、この見える化委員会は、行政の情報公開・提供の検証、見直しという切り口で設定させていただいておりますので、あくまでこの委員会の検討としては行政の公文書であった歴史公文書の保存、利活用という切り口をメインに据えさせていただいて、御意見としては歴史公文書を保存活用する公文書館においてそのような関連する資料もあった方がいいという趣旨の御意見をいただいたうえで、また関連部局もでございますので、その点は意見として関連部局に伝えながら、また別の機会を検討を進めていく、このような扱いにさせていただけるとありがたいのですけれども。

伊藤委員長： わかりました。では、このまま歴史公文書の保存ということでこのまま進めたいと思います。

総務部長： とはいえ、秋田県は隣県ですので、全国の数値を調べるのは困難かもしれませんが、隣県の状況はきちんとお聞きしたうえで、次回以降に報告させていただきますので、よろしくをお願いします。

伊藤委員長： ありがとうございます。御発言は概ねよろしいでしょうか。
テーマ3について様々な御意見をいただきましたが、行政が作成した公文書に限るという方向で今御確認を頂いたところです。
では、テーマ3「歴史公文書の保存」につきましては、様々な御意見は出ましたけれども、事務局案のとおりということによろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

伊藤委員長： ありがとうございます。では、テーマ3の事務局案について、了承いたします。

〈テーマ4 事故・事件が発生した場合の公表〉

伊藤委員長： 続きましてテーマ4「事故・事件が発生した場合の公表」につきまして、事務局から説明をお願いします。

行政改革課長：行政改革課の松井と申します。資料につきましては、座って説明させていただきます。

テーマ4の「事故・事件が発生した場合の公表」につきましては、第2回委員会において見直しの方向性について、第3回委員会でガイドライン策定に向けた骨子案を提示いたしまして、様々な御意見をいただいたところでございます。この度、これまでの意見、助言を踏まえた改善案について、御提示させていただきます。

まず、3ページ下の改善案を御覧ください。一つ目は、公表する事項についての現在の考え方の妥当性の検証、見直しの視点に関わる改善案でございます。基本理念の設定や非公開情報の整理につきましては、ガイドラインを策定し、この中で公表に当たっての県の姿勢や考え方を明示しております。二つ目の検証、見直しの視点であります、個別に基準が必要な事故・事件の種類に関わる改善案は、これまでの公表実績、緊急性、県民への影響度を踏まえた個別基準の必要な事案を整理するとともに、ガイドラインを参考に、今後の個別基準策定の実効性を高め、県として基本的な部分の統一的な取扱いを図ることとしております。これにより、事故・事件発生の迅速な対応、被害の拡大の防止等を図ってまいりたいと考えております。

三つ目の現在の個別基準の内容と運用の適正性の検証、見直しの視点に係る改善案につきましては、策定するガイドラインを踏まえ、既存の個別基準の運用や内容等について、検証、見直しし、県としての姿勢、対応の統一を図ってまいります。これら、三つの検証、見直しの視点に係る改善案につきましては、ガイドラインに含まれ、又はガイドラインに沿ったものとなることから、前回の委員会からガイドラインの内容について提示させていただいております。

4ページを御覧ください。今回は、ガイドライン案を提示しておりますが、前回の委員会で提示した骨子案からの変更点を中心に御説明いたします。

まず、1点目につきましては、「3 公表すべき事故・事件の種類」でございます。前回の委員会で、ガイドラインの骨子を見ると、原則公開の姿勢がなかなか伝わってこないというような意見がありました。まず、県の姿勢につきましては、ガイドラインの基本理念で、県は持っている情報を県民に提供する責任があると

の認識の下、事故・事件が発生した場合は、県民目線に徹しながら、積極的に公表することとしております。また、前回の骨子案でお示しした公表の判断要素と考えておりました要件につきましては削除し、幅広く県が公表すべき事案を掲げたところでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。2点目は「4 公表方法」及び「5 公表時期」でございます。前回、案件によって公表の時期、手法を検討しているのか、又は公表に当たって、案件の重大性を踏まえたものにするのが良いのではないかという御意見をいただいております。それらの意見も踏まえまして、公表の方法は重大性を含めた事故・事件の性質に応じ、知事記者会見、記者発表、資料提供、知事談話の四つの手段を明示しております。どの手段を選択するかは、事案の重大性、緊急性などによって判断することとしております。公表の時期につきましては、県民や報道機関への伝達は、速報性を優先し、その時点で把握している事実を第1報として情報提供する。その後把握した詳細な内容については、第2報、第3報として発表することとしております。

続きまして、7ページを御覧ください。3点目は「7 非公表」でございます。骨子案では、情報公開条例に基づく不開示情報と配慮事項の二つを公表できない情報としておりましたが、非公表として一つにまとめさせていただきました。なお、この項目に該当したとしても、直ちに事案の公表自体を非公表とするものではなく、公表する事案の一部の情報を非公開若しくは一般化することができると手直ししております。

以上が改善案の内容でございます。よろしく願いいたします。

伊藤委員長： はい、ありがとうございます。テーマ4につきましては、前回「ガイドラインの骨子案」に色々御意見をいただきました。それを踏まえて、本日「ガイドラインの成案」の説明をいただきました。では、今の説明について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

峯田委員： 質問ですが、7ページの非公表の例示の中の、中点の3番目の「制度の悪用等、公表することで模倣犯が出るおそれがある」ということについて、一般的に考えて真似されるおそれがあるというのはどのような案件を想定しているのでしょうか。抽象的かと思ったのですけれども、どのようなことを想定されて、こういうものを取

り入れられたのでしょうか。

行政改革課長：こちらにつきましては、事案の手口や技術的な方法まで事細かに公表することによって、それを真似する方が出て来るおそれがある事案については非公表とすることができるということを想定しております。具体的にこういう事案と想定しているものはありません。当然ながら再発防止と注意喚起の両方を勘案して、非公表とするかしないかについては判断していかなければならないと考えています。

小笠原委員： 確か、私前回その質問をして、前回のお答えでは、例えば、警備員の巡回時間が当たるという説明を受けた気がしたのですけれども。

行政改革課長：盗難事件が県の施設等であった時に、巡回時間やどういった警備体制にあるのかというようなところまでは公表できないというようなお答えをしたのではないかと思います。

伊藤委員長： よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。
それでは、テーマ4「事故・事件が発生した場合の公表」につきましては、委員会として、事務局案のとおりとすることによりよろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

伊藤委員長： では、テーマ4の事務局案について了承いたします

〈テーマ8 庁内会議の記録の作成・保存〉

伊藤委員長： では、テーマ8について事務局から説明をお願いします。

文書法制主幹： それでは資料の1ページを御覧いただきたいと思います。前回の委員会では、現状のところまで御説明させていただいたと思います。今回は3の見直しの視点以下を追加しております。

見直しの視点といたしまして、一定の会議について、記録の作成・保存を義務付ける必要はないか、会議の性質に応じてどのよ

うな記録形態を選択することが妥当か、会議の性質に応じて適切な記録形態が選択されているか、という3つの視点を記載させていただきます。

庁内会議の記録の作成義務につきまして、改善案といたしまして、1ページ下の枠内でございます。文書管理規程におきまして、政府及び近隣他県の規定を踏まえつつ、庁内会議の記録の作成義務に関する規定を整備するとしております。

また2ページにまいりまして、記録形態の基準につきましては、資料としてもつけておりますが、政府や他県の状況をみますと、政策決定に関わるような重要な会議につきましては、会議録を作成しているところが多いことから、改善案といたしまして、県の政策や重要な意思決定に係る事項を協議することを目的とした庁内会議については、事後的により詳しく検証することができるようにするため、原則として会議録を作成するものとする、としております。また、それ以外の庁内会議につきましても、会議録、会議録要旨あるいは会議概要といった、形式はいずれかになりますが、これを作成するものとしております。ただし、米印になりますが、単なる伝達、報告のための会議については、復命書や業務報告書をもって会議録等に代えることができるものとするとしております。

(3) 記録形態の運用の検証でございますが、これまでは平成24年の部長申合せということで、会議録、会議録要旨、会議概要のいずれかによるものとしておりますが、資料の後ろの方に付いているとおり、統一のとれたものとなっていないということが分かりましたので、今後は記録形態の原則を定め、統一的な取扱いとするための整備を図ってまいりたいと考えております。この結果、改善案といたしまして、現在の部局で所管する庁内会議の記録の運用の精査を行うこととするとしております。以上でございます。

伊藤委員長： ありがとうございます。テーマ8については、検証結果と改善案について御説明いただきました。

皆様から御意見や御質問をいただきたいと思っております。

峯田委員： 2ページの改善案の一つ目はそのとおりで大事なことだと思いますが、二つ目では、例外はあるようですが、結局会議録、会議

録要旨、会議概要を作成するとなっており、基準になっていない気がします。上記以外の庁内会議で、会議録を作る場合や会議録要旨で良い場合など、なんらかの目安はあるのでしょうか。

文書法制主幹：上記以外の会議につきましては、基本的には全て会議録、会議録要旨、会議概要を作成することにするわけですが、どういったものを会議録を作成し、どういったものを概要で済ませるかといったことについては、今後精査をさせていただきたいと考えております。その上でルールを決めてまいりたいと考えております。

伊藤委員長： それでは、テーマ8につきましては、委員会として事務局案のとおりとすることよろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

伊藤委員長： ありがとうございます。それでは、テーマ8の事務局案については、了承いたします。

〈テーマ10 行政情報の積極的な提供〉

伊藤委員長： 続きましてテーマ10について事務局説明をお願いします。

文書法制主幹：テーマ10の1ページを御覧いただきたいと思います。第1回の委員会では現状まで説明させていただいたところでございます。その下の「3 検証、見直しの視点」でございます。県民が求める行政資料等が適切に収集・配置・提供されているか、行政情報センター等の情報公開窓口が県民に十分に周知されているか、といった視点で検討してまいったところでございます。

2ページにまいりまして、見直しの方向性、検証結果でございますけれども、県民ニーズに合わせた行政資料の充実ということで、考え方といたしまして、定期的に又は複数回の開示請求を受けている公文書であって、県民ニーズが今後も継続すると見込まれる場合、行政コストを勘案の上、当該文書を行政資料として取り扱っていくことが望ましいということで、その事例として下に書いております。飲食店営業許可施設台帳一覧表あるいは旅館業営業許可施設台帳一覧表は、開示請求が非常に多いということでご

ざいまして、非公開になる部分を予め消し込みを行った上で、いつでも見られるような行政資料に整えて、閲覧に供するというようなことをやっている事例でございます。改善案といたしまして、このような文書について、行政コストとの兼ね合いに注意しつつ、行政資料として取り扱っていくことを検討してまいりたいとおもいます。

(2) 行政情報センター等の情報公開窓口のPRにつきましては、改善案といたしまして、行政資料の配架状況をホームページなどで積極的に情報発信し、行政情報の活用をさらに促進してまいりたいとおもっています。

それから、新たに4ページの資料を追加しております。行政情報行政資料等の配架及び利用者等に関する近隣他県等の状況でございますので、御覧いただきたいと思っております。以上でございます。

伊藤委員長： ただ今テーマ10について検証結果と改善案を御説明いただきました。これにつきまして御意見御質問等をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

峯田委員： 資料1ページ「1 制度等の概要」(1)ウ(ア)のうち※表示部分について、実施機関から議会が除かれているのはなぜですか。また、現状では、議会では行政情報の提供はなさっているのですか。

文書法制主幹： 議会は情報公開条例が別になっております。議会の情報については議会が判断して取り組んでいくものと考えております。

情報公開開示請求は議会で受け付けておりますが、行政情報の積極的な提供は把握していないので次回まで調べさせていただきたい。

事務局： 学事文書課課長補佐の高梨と申します。

議会におきましても情報公開窓口は設けておりますし、議会には図書館がありまして、県議会議員の方々が利用なさっています。一般の方の利用については確認させていただきたいと思っております。そのような形で行政資料を整備して提供するような形にはなっております。

伊藤委員長： では引き続き調査していただければと思います。他に御意見がなければ、テーマ 10 については事務局案のとおりとすることよろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

伊藤委員長： では、テーマ 10 の事務局案について了承いたします。

〈テーマ11 オープンデータ（統計情報等）などの推進〉

伊藤委員長： では、テーマ11「オープンデータ（統計情報等）などの推進」について説明をお願いします。

情報政策課長:テーマ 11 につきましては、企画振興部で内容を所管しています。本日は企画振興部から 2 名、私、情報政策課の樋水と申します。あと、統計企画課の小笠原でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

テーマ 11 に関しましては、今回初めて審議をいただくこととなりますので、最初の方から説明をさせていただきます。

まず一つ目、制度等の概要でございます。二つ書かせていただいております。一つ目は国の動向ということで、進み行く IT 社会を踏まえまして、平成 28 年 12 月に、国の方では、官民が保有するデータの活用を推進する目的で、「官民データ活用推進基本法」を制定・施行しています。これによりまして、国及び地方公共団体は、自ら保有する電子データにつきまして、国民がインターネット等を通じて容易に利用できる措置を講ずるものとされています。さらに、平成 29 年 5 月ですが、国は行政機関等が保有するデータの公開及び活用に取り組む上での基本指針であります「オープンデータ基本指針」を取りまとめまして、コンピュータが判読可能なデータ形式による提供を積極的に推奨するというようなところに取り組んでおります。

そうした中で、県の取組みとしまして、二つほど書かせていただいております。一つ目は「統計情報データベース」ですが、平成 22 年度より各部局が公表した統計データをホームページに一箇所に集めまして、「統計情報データベース」ということで公開しております。また、平成 26 年度から、県民の利活用が期待される各

種データを提供する「オープンデータカタログ」を公開しております。

2番目の現状でございます。一つ目の統計情報データベースでございますが、目的は、統計情報の利活用の推進です。中身としまして、②の掲載件数は140件、種別としましては、人口・世帯、家計・物価、労働・賃金など、例としましては、国勢調査や経済センサス、学校基本調査等の情報を提供しております。ファイル形式としましては、エクセル形式やワード形式、また、編集できない形式でありますp d f形式というものもございます。

3番目の課題でございますが、統計データの一部にP Cで編集できない、先ほどのようなp d fなどの形式が3割ほど含まれております。また、年間アクセス数が約28千件ということで、統計データのより一層の利活用を図る必要があるものと考えております。

(2)のオープンデータカタログでございますが、目的としましては、官民協働による諸課題の解決や経済活性化ということを主眼にしております。内容につきましては、掲載項目数が61項目ございまして、くらし・環境・社会基盤、健康・福祉・子育てなどの種別によりまして、具体的には、空間放射線量率、計測データですね。あと、位置情報であります、A E D設置一覧といったものを提供しております。

2ページ目に移ります。ファイル形式としましては、エクセル形式ですとか、c s vと言いましてカンマ区切りのデータ、あと、先ほども触れましたp d f形式が混在している形になります。

課題としましては、国が県での公開を推奨するものとして昨年の12月に公表された「推奨データセット」に沿った形での公開をする必要があります。これは14項目が示されておまして、そのうち4項目を県では公開しております。具体的には、点線囲みの中のアンダーラインを引いたところが、山形県が公開している項目になります。

二つ目の点ですが、オープンデータカタログのうち、コンピュータが判読可能なデータ形式で公開しているのは、先ほどのc s v形式に当たりますが、それは約1割にとどまっている状況です。また、年間アクセス件数が、約42千件ということで、オープンデータのより一層の利活用を図る必要があると考えております。3番目の検証・見直しの視点といたしましては、現在掲載してい

るオープンデータは数的に十分なのか、また、種類・内容・形式といったところを設定しております。

4番目の見直しの方向性及び検証結果につきましては、考え方として、より多くの県民・企業の皆様の利活用につながるよう、データ項目の拡充やデータ形式の改善を図るとともに、利活用促進のための広報に努めることとしております。

改善案としましては、一つ目、統計情報データベースですが、PCで編集できるデータ形式への変更を計画的に推進するとともに、統計情報等の数的拡大を図るとというのがまず1点目です。2点目としましては、県民のあゆみや県のメルマガなど、県広報媒体を通じて紹介を行います。

二つ目、オープンデータカタログにつきましては、コンピュータで判読可能なデータ形式による「推奨データセット」の公開を、秋頃をめどに完了するということと、「推奨データセット」以外の既存のデータにつきましては、コンピュータで判読可能なデータ形式への変更を計画的に推進するとともに、データ項目の数的拡大を図ってまいります。

最後ですが、県民のあゆみや県のメルマガなどを通じまして、広く紹介してまいります。

説明につきましては以上でございます。

伊藤委員長： はい、ありがとうございます。テーマ11につきまして、検証結果と改善案の説明をいただきました。

ただ今の説明について、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

三澤委員： ホームページを拝見させていただいて気付いた点があったのですが、すけれども、オープンデータカタログの場所がアクセスをする時に少々わかりにくいのかなと感じました。トップページに「統計情報」というのがあり、そこはすごくわかりやすかったです。そこから入った後に、統計情報データベースの一覧が出てきて、そこはわかりやすいと感じた反面、多分、課の線引きになっているのではないのでしょうか、オープンデータカタログは、情報政策課のページまで、組織から探して行かないとたどり着けなかったもので、「統計情報」に入って、そこに並んでいると、もしかしたら県民の方は、より情報を取得しやすいのかなと感じました。アクセスのしやすさというところを御検討いただければと思います。

あともう1点。オープンデータカタログは県民の利活用が期待されるデータということで、他県のページを見てみたのですが、実際に活用された事例が載っていたり、リンクが貼ってあったりする県がありました。山形県では26年度から公開されているということだったのですけれども、実際に活用された事例はありますでしょうか。また、実際にこれから事例などを県のホームページで公開していくといった予定はありますでしょうか。

情報政策課長： 本県のデータを活用した事例という形で把握しているものは正直ない状況でございます。国の資料などを見ますと、確かに、御紹介のような自治体での活用事例をホームページで紹介するなどの取組みも行っております。先ほど、改善案の中でも申し上げましたとおり、推奨データセットにつきまして、国が推奨するようなデータ形式での揃え方をしていく中で、やはりデータの活用についても把握していく必要があると思います。そこは民間事業者との関係だと思しますので、IT事業者とも意見交換しながら、データの出し方などについても情報提供しながら、活用についての情報提供、紹介をするような取組みをしていきます。

伊藤委員長： 1点目のアクセスのしやすさに関してはいかがでしょうか。

情報政策課長： ホームページの作り方の問題かと思われまので、そこにつきましては速やかに検討を行いたいと思います。

峯田委員： 私も今回初めて官民データ活用推進法を読んだのですが、この法律で、県は官民データ活用推進計画を策定することが義務付けられているようですけれども、山形県の状況はどのようなのでしょうか。

情報政策課長： 本県では、官民データ活用推進基本法に規定する都道府県活用計画につきましては、策定していません。全47都道府県のうち、5団体ほどが策定を終了しております。国では平成32年度までにこの法律に基づく都道府県計画を策定していただきたいというようになっています。県でも今後の策定を視野に検討を進めておまして、まだ未決定ではございますが、速やかな策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

峯田委員： 法律の趣旨としては、少子高齢化になったので、官民でデータを活用してより良い社会をつくっていきましょうというような制度趣旨のようなのですけれども、ということは、県のほうで単にデータを提供するだけではなくて、官民協力して、データを活用してより良い社会をつくっていくという方向性になっているような気がするのですけれども、どうなのでしょう。

情報政策課長： 総務省で毎年発表している情報通信白書というのがございまして、平成 29 年度のテーマは「ビッグデータ利活用元年」であります。今、正にデータというものが経済発展の 21 世紀の主導であるとも言われておりまして、県の公共のデータなどを民間で活用していくような社会というのが今求められていると感じております。こうしたことから、国のほうでは、官民データ活用の計画づくりの資料としてガイドラインを昨年秋に公表しておりますので、そういったものを踏まえてデータを民間と一緒に活用しながら社会へ貢献し、課題解決に繋がるような仕組みづくりなどを一つひとつしていくことを視野に取り組んでまいりたいと考えております。

峯田委員： そうだとすると、検証結果で、データベースを紹介しますというだけではちょっと物足りないというような気がするのですけれどもどうでしょうか。

情報政策課長： もう少し時間が経てば新しい情報を書き加えられる可能性がございまして、今の段階ではここまでにさせていただければと思います。

長谷川委員： 私も峯田委員に共鳴するところがあって、実はこの件ではなく、三澤委員や星川委員から歴史公文書の利活用の話があったり、テーマ 10 でも行政情報の積極的な提供をすると。これは積極的に情報提供することを促進するというので、全くどなたも反対のお話ではないと思っています。

テーマ 11 でもオープンデータの提供の推進のお話があって、要はこの委員会の趣旨なのですが、情報提供の体制を整備するという面では御提案のとおりだと思っておりますけれども、一つ物足りなく感じているのが、情報の受け手の裾野の拡大の部分だと思っています。県としては、情報提供の体制を整えますけれども、私たちが心の底で心配しているのが、山形県の少子高齢化の進行であ

ったり、県の経済成長に関する不安であったり、山形県の将来像に対する人々の関心であったりだとか、そういったことを踏まえて、この委員会でこういった情報に関する関心を高めて欲しい、利活用を受け手が広がるところまで浸透させてもらいたいと思います。そういったところがあって、こういった意見があったのかと思った時に、第一段階としては、提供者の体制整備だと思うのですけれども、その次の段階として、情報の受け手の関心が高まるということ。それがこの委員会ではなく、他の組織の責任の範疇であれば、そういったところとの横の連携をきちんとしていただきたいと思います。先ほど、総務部長がそのように歴史公文書のことをおっしゃっていましたが、その点が確認できて初めてこの委員会としては満足するのではないかなと思ったところでした。

情報政策課長：先ほども触れました都道府県の官民データ活用推進計画につきましては、今は策定に向けた検討を行っているところです。来月辺りに策定についての判断ができると思っております。

総務部長：第5回見える化委員会が7月なので、そこに追加することは可能です。今の部分については、今回検証結果としてお示ししておりますが、これを次回更新するような形でお示しさせていただきます。それが一つと、あと横串になってきますけれども、今の利活用について、委員からいただいた話でございます。これは正に今までできていなかった行政側の体制整備の話を中心に考えて来ましたが、その次に同時並行でと思えますけれども、利活用というのはやはり考えなければならないテーマだと認識をしております。各テーマの一番最後のところに利活用、利活用と並んでいるのは、一応そういう意識があるわけですが、ここは一つ横串を刺さなければいけない部分かなと今の御発言を伺って考えて次第でございます。従いまして、まだどういう形でお示しできるか、テーマ12として立てるかどうかというのは考えさせていただきますが、次回に向けて、横串の利活用の部分について、検討して何らかの考えをお示ししたいと思います。それに向けては、今、長谷川委員からいただいた御発言を受け止めて考えます。また、このことについて、少し今お時間もありますので、御意見いただければありがたいと考えております。

星川委員： 意見というか要望になるかもしれませんが、全国的には RESAS（リーサス：地域経済分析システム）を使うことが多いのですけれども、他県との比較であったり、自分たちの自治体の予算規模であったり、産業動向であったり。現実的に見ると、RESAS の場合は、国勢調査などを基に作っているという現状がありますので、資料を出す時にずれていることがあります。古いデータも入っている中で、比較検証になっているところもあります。そこは国というパートナーという中での RESAS ですが、オープンデータの場合は県ということで考えれば、やはり県民の生活に密着をしてリアルタイムに情報を拾って更新していくことができるのかなと思います。

我々、会社経営という部分で言えば、自分たちの町の人口がどのように減少していくのか、また、どのような年齢の人がいるのかということ把握した中で、次の3年後、5年後、10年後の一手を打っていくというのが、会社経営側としては一つの大きなポイントになってきますので、横串という話ですけれども、市内の横串だけでなく、35市町村ともしっかりと足並みを揃えていただいて山形県の RESAS として活用できるものを作っただけだと、官民共同での地域づくりというものが進んでいくかと思っておりますので、そこをお願いしたいと思っております。これから計画を作られるというお話ですので、それを反映するかしないかは検討していただければと思います。

伊藤委員長： ありがとうございます。御意見、御要望ということで、他にいかがですか。利活用に関して、横串という表現をなさいましたけれども、どの項目にも関連するという点で。

小笠原委員： 2ページのデータ形式について幾つか書いてあるのですけれども、それぞれの関係がよくわからなくて。コンピュータが判読可能なデータ形式とスマホアプリによる活用が可能なデータ、PCで編集できるデータ形式という三つがあると思うのですけれども、それぞれどういうものなのでしょうかと、とりわけ、PCで編集できるデータ形式がエクセルで、コンピュータで判読可能なデータ形式がスマホアプリによる活用が可能なものと考えているのであれば、なかなかエクセルをスマホアプリで見るのは難しいので、その関係性はどのようなのでしょうか。

情報政策課長： 委員がおっしゃるとおり、エクセルデータをスマホで真つすぐ

読んで活用するのは難しいです。ですので、コンピュータで活用する形式としましては、最低限 c s v というカンマ区切りのデータに落とし込む必要があります。あと x m l という形式もありますが、そういう機械寄りのフォーマットが何種類かありまして、そちらに置き換えていくというのがまずは必要です。c s v になりますと、機械判読やスマホのアプリケーションで見える化できます。

小笠原委員： c s v 形式のファイルはスマホですぐに見れますか。

情報政策課長： スマホで読み取ってきて、それが見える化することもできます。例えば、c s v にも緯度、経度のデータを投入することができますので、それをマップ上で表示することも可能です。

総務部長： 直接関係しませんけど、人がスマホの画面で見るということではなくて、スマホのアプリのプログラムでデータを吸い取ってきて、活用できるような形にしやすいのは c s v だという話をしているのだと思います。人が閲覧するには、やはり p d f であったり、それから、ソフトを入れればワード、エクセルも簡単な編集はできますけれども、それはなかなか難しいということですね。スマホで人が見るのか、機械を動かすのか、それから、システムの中で自動的にデータを吸い上げて来るのかというような、色々な情報の活用局面があって、それぞれに適した形式で提供したいというお話をしているのだと思います。

小笠原委員： ということは、例えば、同じ情報でも c s v 形式で作ったり、スマホで普通にブラウザ対応のもので作るなど、何種類かデータを作って公開していくことになるのでしょうか。

情報政策課長： まずオープンデータカタログについて申し上げますと、コンピュータで判読できる c s v 形式などは少ないわけですが、オープンデータというのは、基本的に機械判読というところを目指した形にシフトしています。先ほど、国のオープンデータ基本指針というのを申し上げましたけれども、そういうコンピュータが判読可能なものにまずシフトすることで進めていきたいと思います。その一方で、統計情報というのは、基本的に人がすぐに統計情報を引き出して今後の将来予測等に活用するものですから、基本的

にはpdfであれば、それをエクセル形式等にして、コンピュータを駆使して、それを編集して、二次加工しながら新しいデータを作り上げるというような方向になると思いますので、オープンデータと統計データという二つのスタイルの中でもファイル形式が変わっていくことになると思います

伊藤委員長： はい。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「テーマ11 オープンデータなどの推進」につきましては、改善案を次回に更新していただくということですので、継続といたしますけれども、本日の改善案については、事務局案どおりということで進めてよろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

伊藤委員長： はい、ありがとうございます。では、これにプラスをした改善案を次回御提案いただくということで、進めたいと思います。

〈総括〉

伊藤委員長： 以上で、各テーマについて、検証結果等について協議を終えることができました。委員会として了承しました改善案については、更に進めていただきたいと思います。引き続き協議が必要なものにつきましては、本日の御意見や提案などを踏まえながら、次回に御回答いただくというものが幾つかございますので、進めていただくようお願いいたします。

〈その他〉

伊藤委員長： その他、事務局から何かございますでしょうか。

行政改革課長： 次回、第5回目の会議でございますが、本日御協議いただきましたテーマ2「文書管理」の部分、あと、まだ議論が進んでいないテーマ5「災害が発生した場合の公表」、また、先ほど出ましたテーマ11「オープンデータ」の進めたもの、あと、横串の部分。どこまで深堀りできるかということとはございますが、そのようなテーマで第5回の議論を進めたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

伊藤委員長： その他、委員の皆様から何かございますか。

各委員： (意見なし)

伊藤委員長： ないようですので、以上で本日の協議を閉じさせていただきます。議事の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

〈閉会〉

事務局： 皆様お疲れ様でした。

次回の会議の日程につきましては、近日中に委員の皆様のお予定をお伺いさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして、情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会の第4回会議を終了いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。